

平成28年度 秋田市の教育について

秋田市教育ビジョン（平成25年3月策定）

【秋田市教育ビジョンの策定趣旨】

第11次秋田市総合計画の策定を一つの契機として、平成20年3月に秋田市教育ビジョンを策定してから、既に4年の歳月が経過しました。現行のビジョンは、教育を取り巻く様々な課題等を整理するとともに、本市教育のめざすべき方向を明確にすることにより、学校をはじめとする教育現場の活動が一層充実することをねらいとして、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間として策定したものでした。

これまで、現行のビジョンに基づき様々な取組を進めてきましたが、教育を取り巻く諸情勢は急激に変化しており、各取組が十分に成果を上げているかどうかを検証したうえで、課題を改善するとともに、新たな施策を展開していく必要があります。また、東日本大震災がもたらした衝撃は、今なお記憶に新しいところです。

新たな、秋田市教育ビジョンは、本市教育のめざすべき方向を改めて明確にし、教育を取り巻く状況の変化を踏まえた新たな施策に反映させながら、本市教育をより一層充実させることをねらいとして、策定しました。

新たな、秋田市教育ビジョンの計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間とします。

秋田市教育ビジョンに基づく具体的な取組については、毎年度実施する教育委員会事務の点検・評価を通じて、目的達成に対する効果および実施後の課題や、よりよい効果をもたらすための改善点等を明らかにし、対応してまいります。

【秋田市教育ビジョンの基本的な考え方】

私たちの生活を取り巻く環境は、日々変化していますが、どのような社会情勢でも、市民一人ひとりが元気な秋田市を実現するとともに、次の世代にも引き継いでいかなければなりません。

第12次秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」では、将来都市像の一つに「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を設け、元気な秋田市づくりを進めることとしています。

秋田市教育委員会では、「人と文化をはぐくむ誇れるまち」の実現に向け、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが、目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができるよう、学校教育、社会教育を推進するとともに、スポーツ・文化の振興をはかります。

子どもたち一人ひとりに「自立と共生」の力をはぐくみます。

今、子どもたちを取り巻く社会は、高度情報化およびグローバル化の進展や少子高齢化の進行など、急激な変化を続けています。また、東日本大震災を契機に、人と人との絆の大切さや、進んで他者に働きかけ、互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されています。

こうした中、これからの学校教育には、個性や能力を最大限に発揮して主体的に未来を切りひらく「自立」の力と、互いに支え合い、高め合い、協働して社会を創造する「共生」の力を兼ね備えた人材の育成が求められています。

本市では、「自立」と「共生」が、相互作用によって高められる力であることを踏まえ、子どもたちの発達段階に応じて、「自立と共生」の力をバランスよくはぐくむことにつとめます。

生涯にわたる学びを支え、「生きがいや地域の連帯感」をはぐくみます。

心を豊かにし、生きがいのある人生を送るためには、生涯にわたり学び続けることが大切であり、それを支援するため、子どもから高齢者までのライフステージ(※1)に応じた学習機会の拡充や施設設備の充実をはかるなど、学習ニーズに対応した学習環境の整備が必要です。

こうした環境の中で、多くの市民が共に学び、自らの成長を実感できるようにするとともに、学習成果を家庭・地域の絆づくりや地域コミュニティの活性化につなげていくことをめざします。

人生をより豊かにする「健やかな心と体」をはぐくみます。

生涯スポーツ社会を実現するためには、スポーツが生み出す様々な効用や市民ニーズを踏まえながら、市民の誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりと、スポーツ施設の計画的な整備が必要です。

多様化する市民ニーズに適切に応え、体力、年齢、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、地域の活性化や絆づくりにつながる豊かなスポーツライフの実現につとめます。

人々に潤いやゆとりをもたらす「豊かな心」をはぐくみます。

人々が学ぶ喜びを感じ、潤いやゆとりをもたらす社会を実現するためには、文化の振興が必要です。

そのため、市民が郷土に対し誇りと愛着を持ち、広くアピールできる個性豊かな地域の文化力(※2)を、多彩で魅力に満ちたまちづくりに積極的にいかしながら、市民一人ひとりが楽しさや感動、生きる喜びを実感できるような幅広い教養と豊かな心をはぐくむことをめざします。

※1 ライフステージ

人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期などに区分した、それぞれの段階

※2 文化力

文化の持つ、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力(文化庁)

秋田市教育ビジョンでは、「学校教育」「社会教育」「スポーツ振興」「文化振興」の4つの部門に、教育活動を支える「教育環境整備」部門を加えて、それぞれの部門ごとにめざすべき方向や重点施策等を取りまとめました。

このビジョンの推進にあたっては、部門間の連携・協力に十分に留意しながら各部門ごとの活動の充実をめざすとともに、教育行政の担い手である教育委員会の体制強化をはかり、本市教育のより一層の振興につとめます。

【学校教育部門】

《基本的な考え方とめざすべき方向》

今、子どもたちを取り巻く社会は、高度情報化およびグローバル化の進展や少子高齢化の進行など、急激な変化を続けています。また、東日本大震災を契機に、人と人との絆の大切さや、進んで他者に働きかけ、互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されています。

こうした中、これからの学校教育には、個性や能力を最大限に発揮して主体的に未来を切りひらく「自立」の力と、互いに支え合い、高め合い、協働して社会を創造する「共生」の力を兼ね備えた人材の育成が求められています。

本市では、「自立」と「共生」が、相互作用によって高められる力であることを踏まえ、子どもたちの発達段階に応じて、「自立と共生」の力をバランスよくはぐくむことにつとめます。

幼児教育においては、幼児一人ひとりの望ましい発達を促し、生涯にわたる人間形成の基礎を培うことをめざして、幼保小連携の推進をはかります。

小・中学校の教育においては、小中一貫した考えに立った教育や人と人との絆づくりを通して、夢や希望、志を持ち、徳・知・体のバランスのとれた子どもの育成をはかるとともに、互いに認め合い支え合う心をはぐくむことにつとめます。

高等学校等の教育においては、地域社会の形成に主体的に参画する資質や能力を高め、本市の将来を担う人材を育成する市立高等学校等の役割を踏まえ、生徒一人ひとりの個性の伸長をはかるとともに、地域とのかかわりを重視した教育課程を実施するなど、各校の特色をいかした教育の充実につとめます。

《基本方針》

主体的に未来を切りひらき、協働して社会を創造する「自立と共生」の力をはぐくむ学校教育の充実につとめます。

《重点施策とその取組》

I 幼児教育の充実

1 幼保小連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた指導を行うため、子ども同士が交流する機会を拡充するとともに、合同研修会や相互参観など教職員間の交流を通して、子どもの実態や指導についての共通理解をはかります。また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を意識したカリキュラムを編成するなど、組織的・計画的な連携の充実につとめます。

II 小・中学校教育の充実

1 小・中一貫した考えに立った教育の充実

幼児教育と小学校教育との連続性に配慮しつつ、小中9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達の段階に応じたきめ細かな指導を行います。

そのため、小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有したうえで、小中9年間を見通した全体計画を作成し、子ども一人ひとりの発達の段階を考慮した系統性と発展性のある学習指導や、小・中学生がふれあいの中で豊かな人間関係をはぐくむ交流活動を実施するなど、学校規模や設置形態に応じた小中一貫した考えに立った教育活動の充実につとめます。

2 人と人との絆づくり

子ども一人ひとりに「共生」の力をはぐくむため、子どもが人の絆の素晴らしさを実感する学習や体験活動の充実につとめます。

また、学校・家庭・地域が信頼し合い、共に子どもを育てるという共通認識に立って、学校と家庭とが協力し合う機会や学校と地域とのつながりを深める機会のさらなる充実をはかります。

3 夢や希望、志をはぐくむ教育の充実

(1) キャリア教育の推進

子どもが、将来、広い視野で物事を考え、個性を發揮しながら社会の一員として生きていくことができるよう、働くことの大切さや人の役に立つことの喜びを実感する体験活動や、自分を見つめ、自分の適性について理解を深める学習活動の充実につとめます。

(2) 郷土秋田に根ざした教育の推進

郷土への愛着と誇りを持ち、郷土の発展に積極的にかかわろうとする態度をはぐくむため、地域に貢献する人材の積極的な活用や、秋田の発展に尽くした先人の生き方にふれる機会の充実につとめます。

また、郷土芸能や行事を体験する活動や、地域の社会教育施設、史跡等の活用を通して、郷土の歴史、文化等を学ぶ機会の充実につとめます。

さらに、自然との共生を大切にする態度をはぐくむため、身近な素材を題材に、郷土の豊かな自然や、災害、環境問題等について考える学習の充実につとめます。

4 豊かな心と確かな学力、健やかな体をはぐくむ教育の充実

(1) 豊かな人間性の育成

人の痛みを理解し、思いやりの心を持つとともに、正義を重んじ、かけがえのない自他の生命を尊重することの大切さを実感することができるよう、学校教育全体を通して道徳教育の充実をはかります。

また、子ども一人ひとりが、安心してのびのびと学校生活を送ることができるよう、学級や学年、部活動などのよりよい集団づくりに取り組むとともに、家庭や地域との連携をはかりながら、規範意識の涵養につとめます。

さらに、友達や指導者と心をつなげて、目標に向かって最後までやり遂げようとする中学校部活動や、体験を通して感動を共有し、成就感を味わう異学年交流や学校行事等の充実をはかります。

(2) 確かな学力の育成

筋道を立てて考える力や、自分の思いや考えを適切に表現する力、進んで学ぼうとする意欲など、確かな学力の向上をめざし、子ども同士が互いに学び合う問題解決型の学習（※1）の充実など、指導

※1 互いに学び合う問題解決型の学習

子ども同士の学び合いを通して、進んで課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる学習

の工夫・改善につとめます。

また、積極的に本に親しもうとする態度をはぐくむために、本を身近に感じる環境づくりや、多様な本にふれる機会の設定など、読書活動の充実をはかります。

(3) 健やかな心と体の育成

子どもが自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう健康教育の充実をはかるとともに、生命尊重や人間尊重の視点に立ち、発達の段階や子どもの実態等に応じた生き方指導としての性教育を推進します。

また、体力の向上をはかるため、子ども一人ひとりの体力や運動能力の実態を踏まえ、体を動かすことの楽しさを実感する体育学習の充実や、日常的に運動に親しむ環境づくりにつとめます。

さらに、食の大切さについて理解を深め、望ましい食習慣を身につけることができるよう、家庭や地域との連携をはかりながら食育（※2）の充実につとめます。

(4) 防災教育の充実

災害が、いつ、どこで発生するのか予測できないことを踏まえ、自然災害に関する学習や防災訓練等を通して、子どもが自らの命を守るために主体的に行動できる力をはぐくみます。

5 互いに認め合い支え合う心をはぐくむ教育の充実

(1) 人間関係を築く力の育成

相手のよさや自分との違いを理解し、進んで他者とかかわろうとする態度をはぐくむため、学級活動や学校行事、異学年交流活動等の充実をはかり、互いに心が通い合う学級づくり・集団づくりにつとめます。

※2 食育

様々な経験を通じて、「食」の安全に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育てる教育。各教科や特別活動、総合的な学習の時間で取り上げているほか、学校給食を題材に、地産地消や秋田の食文化への理解を促している。

(2) 子どもの心に寄り添った生徒指導の充実

子ども一人ひとりが、悩みや不安を乗り越えて自立していけるよう、保護者や関係機関と連携しながら、子どもの心に寄り添い、深くかかわる生徒指導の推進につとめます。

いじめの未然防止をはかるために、子ども一人ひとりに「いじめは絶対に許されない」という指導を徹底するとともに、いじめを生まない集団づくりに取り組みます。また、アンケートや日常の会話を通して子どもの悩みを積極的に受け止め、いじめの早期発見に努めます。いじめが発生した場合には、いじめられた子どもやその保護者の心情に配慮しながら、スクールカウンセラー（※3）の活用や指導主事の派遣を含め、学校と教育委員会が一体となって組織的に対応するとともに、状況に応じて積極的に関係機関との連携をはかります。

不登校の未然防止をはかるため、分かることの喜びを実感できる授業づくりや、共に活動する楽しさを味わえる集団づくりにつとめます。また、不登校対応コーディネーター（※4）を中心とした組織的な取組を推進するとともに、スクールカウンセラーを効果的に活用した教育相談体制の充実をはかります。

※3 スクールカウンセラー

不登校やいじめなどへの対応について、児童生徒や保護者、教職員の相談に応じて指導や助言を行う臨床心理士等の専門家。文部科学省が小学校・中学校・高等学校へ配置している。

※4 不登校対応コーディネーター

不登校にかかる組織的な取組や対応等が適切に行われているかどうかを点検するとともに、保護者や関係機関との連携の窓口となる教員

(3) 一人ひとりを大切にした特別支援教育の充実

子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、障がいの特性に応じた個別の指導計画に基づき、全校体制でのきめ細かな指導や支援につとめます。

また、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）（※5）構築の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが互いに認め合い、共に生きていこうとする態度をはぐくむため、特別支援学級・学校と通常学級の交流機会の充実につとめます。

(4) 福祉教育の充実

急速に進行する高齢化等の福祉の現状や課題について理解を深めるとともに、高齢者や障がいのある人との交流や、体験活動の充実につとめます。

6 教職員の資質・能力の向上をめざして

秋田市の教職員として必要な資質・能力の向上をはかるため、教職経験年数に応じた体系的な研修や、職務遂行に必要な知識・技能を習得する研修を実施するとともに、時代や社会が求める今日的な教育課題に応じた研修を推進します。

また、授業力のさらなる向上をはかるため、校内研修への支援の充実につとめるほか、体験型・問題解決型の演習や、授業づくりや指導技術を磨き合う授業研究会を実施するなど、研修内容の充実につとめます。

※5 インクルーシブ教育システム

必要な支援等の配慮がなされたうえで、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組み。国連の「障害者の権利に関する条約」第24条に規定されている。

Ⅲ 高等学校等教育の充実

1 秋田商業高等学校の教育の充実

本県唯一の商業専門高等学校として、社会人としての基礎的な能力を持って地域に貢献できる人材の育成につとめます。

そのため、文武両道の伝統校として心身の錬磨につとめ、「ビジネス実践」(※6)のさらなる充実をはかり、学習の成果を地域社会に積極的に発信するとともに、会計、情報、流通経済の各コースにおける資格取得をめざした専門科目の指導の充実につとめます。

2 御所野学院高等学校の教育の充実

中高一貫教育校として、6年間の発達の段階を考慮しながら、一人ひとりの個性や能力の伸長をはかるとともに、国際感覚を身につけ、郷土を愛し、発展させていこうとする人材の育成につとめます。

そのため、教科・科目の学習内容の先取りや、表現科(※7)、郷土学(※8)、中高合同体験活動など、中高一貫教育校としての特色をいかし、生徒が「じっくり・しっかり学ぶ」ことができる教育活動の充実をはかります。

※6 ビジネス実践

商品の企画・開発・販売などの諸活動を通してビジネス感覚を養う「AKISHOP」、小学生を対象にまちづくりや会社の経営など社会の仕組みについて学ぶ「キッズビジネスタウン」、持続発展教育(ESD)の一環として国際交流活動を推進する「ユネスコスクール」の3部門からなる総合的な学習の時間の学習活動の総称

※7 表現科

言語表現や身体表現、芸術表現を通して、感性を磨き、他者と豊かな関係を結ぶ能力・態度を育てる目的で設けられた本校独自の教科。中学生と高校生が交流しながら学習に取り組んでいる。

※8 郷土学

中学校と高等学校の6年間の連続した学習計画のもと、ふるさと秋田の自然環境、文化・伝統、産業、国際交流などについて学ぶ総合的な学習の時間における学習活動

3 秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実

大学入学資格付与指定の専修学校として、美術・工芸・デザインの専門性をいかし、社会に貢献できる人材の育成につとめます。

そのため、社会のニーズを的確に把握し、時代の要請に応じた教育内容の充実につとめるとともに、秋田公立美術大学との連携の強化をはかり、より高度な専門教育を推進します。また、基礎学力をはぐくむ教科指導の充実をはかるとともに、幅広い進路の実現を支援します。

【社会教育部門】

《基本的な考え方とめざすべき方向》

市民一人ひとりが、個性をいかし能力を高め生きがいのある生活を送るためには、生涯にわたって学び続けることが大切であり、学び続けている人の中では、学習成果をボランティア活動等を通して社会にいかしたいという意欲も高まっています。

こうしたことから本市では、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場面を利用して、自ら学ぶことができるよう、学習機会の充実や学習環境の整備につとめてきたほか、学習成果を地域に還元する仕組みづくりにも取り組んできました。

今後は、「共に学び 共にはぐくむ 元気な秋田」の実現をめざして、市民の多様なニーズに応える「学び」の支援体制を整備するとともに、現代的課題（※1）や地域課題の解決につながる学習機会を拡充し、多くの市民が地域づくりに参加できるよう支援します。

また、市民協働により、子どもから高齢者までの様々な学習ニーズに応える社会教育事業を推進するとともに、学習活動を支える施設設備の充実など、学習環境の整備を進めます。

《基本方針》

「共に学び 共にはぐくむ 元気な秋田」の実現につとめます。

※1 現代的課題

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題のこと。具体的には、少子高齢社会、情報の活用、健康、国際理解、環境、資源・エネルギー等

《重点施策とその取組》

I 学習機会の充実

1 学習支援体制の充実

市民の高度化・多様化している学習ニーズに対応するため、学習プログラムの充実につとめるとともに、市民や関係機関および行政との連携をはかりながら、市民協働による「学び」の推進体制を整備します。

また、施設の有効活用や連携事業を進めるなど、施設間のネットワーク化をはかり、「学び」の支援体制を充実します。

さらに、社会教育事業を効果的に推進していくため、主催者の適切な点検・評価につとめます。

2 学習機会の選択の支援

行政や民間等で開催する各種学習会の情報収集や提供、学習相談などの機能を有する情報提供ネットワークシステム（「学び」の総合窓口）を充実するとともに、相談体制を整備し、多くの市民が生涯学習への関心を高める環境づくりにつとめます。

3 学習機会の提供

乳幼児期から高齢期にわたる学習機会を提供するとともに、現代的課題や地域課題に取り組むなど、個人の要望と社会の要請に応じた学習機会を充実します。

また、仕事をしながらも学習できる環境づくりや、定年退職後の人生をよりよく生きるための支援活動の推進など、ライフステージの移行に際し、自然に学習を始められるような機会の提供につとめます。

4 学習成果の評価と活用支援

学習者が自らの「学び」を評価し励みとするため、学習履歴を記録する手帳の活用を支援するとともに、地域のリーダーとなる人材を育成し、学習者が講師等として活躍する場を提供するなど、学習成果を地域に還元します。

5 地域コミュニティづくりの推進

地域の歴史や文化、自然災害への対応等について関心を高めるなど、

地域に根ざした学習支援や世代間交流を促進し、家族・地域の絆づくりにつとめます。

II 学習環境の整備

1 地域における学習環境の整備

地域における学習環境については、市民サービスセンター開設に伴い公民館機能に移転することとしており、今後も当該地域の公民館について円滑な機能移転を進めます。

市民サービスセンターにおいては、移転前と同様に各種サークルの自主的な活動を支援し、また、これまで公民館で行ってきた各種学級や講座等を引き続き実施するとともに、地域課題の解決に資する学習機会を充実します。

2 図書館サービスの向上

中央図書館明德館を中心とした図書館間の連携によるネットワークを形成し、市民の学習ニーズに対応した幅広い資料収集と情報提供を進めます。

また、市民講座・講演会等を定期的を開催するとともに、乳幼児向けのおはなし会等を積極的に開催して読書への動機付けをはかります。

さらに、視聴覚資料の利用促進や学校との連携による学校図書館への支援、市立図書館の環境整備など、図書館サービスの向上につとめます。

3 体験活動等を伴う施設の環境整備

市民が自然体験活動等を通じた「学び」をより身近に感じられる施設とするため、事業内容の充実をはかるとともに学生スタッフ等の養成を進めるほか、計画的な施設の整備や設備の更新につとめ、市民が親しみやすい学習環境を整備します。

《各施設の取組》

1 公民館等（市民サービスセンターにおける取組を含む）

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、充実した学習活動ができ

るよう、学習機会の充実をはかるとともに、地域コミュニティづくりの拠点として、社会教育関係団体等との連携を通じ、社会参加活動を推進するための市民意識を高めます。

- ・子どもから高齢者までのライフステージに応じた学習活動の充実
- ・社会教育関係団体等との連携による学習活動の推進
- ・家庭や地域の教育力向上など、現代的課題や地域課題に応じた学習活動への支援

2 女性学習センター

性別にかかわらず、多様な分野において個性と能力を発揮することができる男女共生社会の形成をめざし、女性の自立や男女共生に関する学習などを支援します。

- ・女性の就業支援や課題解決、エンパワーメント（※2）を内容とする学習機会の充実
- ・男女共生関係団体等との協働による学習活動の促進
- ・各種グループ活動等の育成および交流の場の提供

3 勤労青少年ホーム

次代を担う若者の豊かな人間性と社会性を培うため、学習機会や交流の場を提供し、健全な育成をはかります。

- ・社会人、職業人としての教養を体得する学習機会と、自立意識を促す支援事業の充実
- ・地域社会に貢献するボランティア活動の奨励

4 図書館

親しまれる図書館とするため、市民の読書活動や学習に必要な資料を広く収集し、すべての市民に提供するとともに、専門的な学習機会や子ども向けのサービスを実施します。

※2 エンパワーメント

各々が本来持っている力を引き出し、問題解決の方法として自己の中に力を蓄え、積極的な自分をつくりだすこと。

また、市民が各種情報を利活用するためのICT（※3）化を推進し、地域の情報拠点としての役割を担います。

- ・図書館間のネットワークの拡充による情報提供の推進
- ・ボランティア等との連携による図書に親しむ機会の充実
- ・図書館から遠く離れた住民への図書館サービスの拡充
- ・子どもが日常的に本に親しむことへの支援

5 太平山自然学習センター「まんたらめ」

太平山の豊かな自然に親しみながら、子どもから高齢者まで各世代が野外活動や集団生活、ものづくりなどを体験することにより、青少年の健全育成や市民の生涯学習を推進します。

- ・小中学生や親子、家族などを対象とした主催事業の充実
- ・地域団体等との連携による自然環境をいかした生涯学習の推進
- ・宿泊研修活動プログラムの開発や高等教育機関との連携による学生スタッフの養成
- ・体験活動への安全対策や施設、設備の安全管理の徹底

6 自然科学学習館

身近な科学的事象を題材にした企画の充実をはかり、不思議や驚きの発見を促し、科学的な見方・考え方を広げるための展示やワークショップ（※4）、体験学習を展開します。

- ・科学への関心と、学びへの意欲を高める企画の充実
- ・学校および関係機関との連携推進、事業の拡充

※3 ICT [Information and Communication Technology]

コンピュータ等の情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。ネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来のITにこの概念を示すCを加えた用語として使用されている。

※4 ワークショップ

科学実験やものづくりを中心とした参加型の講座

【スポーツ振興部門】

略

【文化振興部門】

略

【教育環境整備部門】

《基本的な考え方とめざすべき方向》

東日本大震災を契機として、教育環境の整備や安全に関する教育の充実など学校安全の確保の重要性が高まり、また、厳しい経済雇用情勢が続き、教育費負担の軽減に向けた経済的支援を継続的に行うことが求められています。

このような中で、これまで本市では、学校施設・設備の整備、社会教育施設・スポーツ施設・文化施設の整備や児童生徒の安全対策の充実、良好な教育環境の維持向上につとめてきました。

今後も、地域の実情やニーズなどを考慮しながら、このような取組の一層の充実をはかり、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組むことができる、安全・安心で質の高い教育環境の整備につとめます。

《基本方針》

安全・安心で質の高い教育環境の整備につとめます。

《重点施策とその取組》

I 教育施設・設備の整備

1 学校施設の整備

地震・津波等の自然災害から児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域の応急避難場所としての役割を学校が果たしていくため、学校施設の耐震化（※1）、老朽化対策などの取組を進めます。

2 社会教育施設の整備

社会教育施設のうち公民館については、市民サービスセンターの整備に合わせ、当該地域の公民館を廃止し、機能を移転します。その他の施設については、利用者の利便性に配慮しつつ、市全体の施設整備との整合をはかりながら、計画的な整備につとめます。

3 スポーツ施設の整備

略

4 文化施設の整備

略

5 学校図書整備

児童生徒が、読書活動を通じ感性を磨き、読解力、表現力を高めることができるよう、学校図書環境の一層の充実をはかります。

II 児童生徒の安全対策の充実

1 学校内の安全・安心

児童が安心して学校生活を送れるよう、すべての市立小学校に警備員を配置し、学校内の安全確保につとめます。

※1 耐震化

昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた既存の建築物の耐震性能を補強工事等により高めること。

2 通学路の安全・安心

児童生徒が登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、PTAや町内会、見守り隊などの協力を得て、地域ぐるみで通学路の安全確保につとめます。また、学校、地域、警察および道路管理者等による交通危険箇所の合同点検結果を踏まえ、関係機関と連携しながら改善に向けた取組を行います。

3 学校給食の安全・安心

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、食の安全性を確保するため、国および県と連携し、学校給食用食材の使用前の放射性物質検査を実施するなど、学校給食における児童生徒等のさらなる安全・安心をはかります。

また、食物アレルギーのある児童生徒への対応の充実につとめます。

Ⅲ 良好な教育環境の維持向上

1 学校配置の適正化

児童生徒数の減少が続くことが予想される中、良好な教育環境の維持・向上をはかるため、学校規模によるメリット・デメリットを十分に検証しながら、学校配置の適正化について検討を進めます。

2 児童生徒の実情に応じた学びの支援

経済的理由や心身の障がいなど様々な事情によって制約されることなく、すべての児童生徒が安心して必要な力を身につけていけるよう、経済的支援や障がいの特性に応じた学習環境の提供などにつとめます。

平成28年度の主な取組

(資 料)

学校教育部門

1 「幼保小連携」の推進

幼稚園・保育所から小学校への連続性のある指導の充実に資するため、幼保小連携の研修会を開催するほか、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を意識したカリキュラムの作成や、幼児児童、教職員の交流活動など、連携の充実をはかる。

2 小中一貫した考えに立った教育の充実

学校規模や設置形態などの学校の実情に応じた取組を通して、小中一貫した考えに立った教育の充実をはかる。

3 信頼関係を深める「人と人との絆づくり」の推進

市立小・中学校がこれまでの教育活動を踏まえて「絆づくり教育プラン」を作成し、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、子ども同士、学校と家庭・地域との絆づくりを推進する。

4 学校評議員の活用

学校評議員を各校に置き、校長の求めに応じて、学校運営についての意見や助言をいただくことにより、開かれた学校づくりを推進する。

5 「学校きらめきプラン」支援事業

校長の経営方針に基づき、各校が重点的に取り組む教育活動に予算措置を行う。

6 郷土秋田の特色を生かした教育活動の推進

郷土を愛する心をはぐくむため、本市の豊かな自然や優れた人材等を活用した学習や、郷土芸能や伝統行事など地域文化に親しむ活動に取り組むとともに、身近な素材を題材にした体験活動等の充実をはかる。

7 「はばたけ秋田っ子」教育推進事業

- (1) 中学生が日頃取り組んでいる文化活動を発表し合う、「中学校文化フェスティバル」を開催する。(ステージ発表)
- (2) 中学生が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を開催する。
- (3) 複数の学校が協力して合同体験を行う「学校群合同体験活動」を実施する。

8 いじめ防止対策推進事業

いじめの未然防止に係る取組の充実や早期発見の工夫、解決に向けた組織的な対応など、本市におけるいじめ防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進する。

9 中学校部活動外部指導者派遣事業

専門的な技術を有する社会人を、中学校の運動部および文化部に派遣する。
(指導者数：50人)

10 外国語指導助手活用経費

英語教育の充実をはかるため、外国語指導助手を中学校、高等学校および中高一貫校に配置する。（指導助手数：19人）

11 小学校外国語活動外部指導者派遣事業

小学校における外国語活動の充実資するため、市内在住の外国人を外部講師として各校に派遣する。（外部指導者数：10人）

12 副読本関係経費

「わたしたちの秋田市」「わたしたちの健康」を作成、「わたしたちのあんぜん」「わたしたちの秋田県」を児童に配布する。

13 中学校補助教材購入経費

秋田市5万分の1地形図を生徒に配布する。

14 適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業

適応指導教室「すくうる・みらい」を中心に、不登校児童生徒に対して集団に適応できるよう個別指導するほか、保護者・教職員に対して支援を行う。

15 「心の教室相談員」配置事業

生徒が悩みや不安を気軽に話せる第三者的な存在として、中学校に「心の教室相談員」を配置する。（2校）

16 特別支援教育推進事業

(1) 学校行事等支援

障がいのある児童生徒が長時間の学校行事、校外学習に参加する際にサポーターを派遣する。（1,164時間）

(2) 学級生活支援

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度、学級の実情に応じてサポーターを派遣する。（小学校39校、中学校22校に計148人）

(3) 日本語指導支援

国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒に対してサポーターを派遣する。（小学校11校、中学校5校に計23人）

17 学校給食支援員配置事業

学校給食の安全確保および食育の推進をはかるため、学校給食事務を補助する支援員（21人）を配置する。

18 スーパー食育スクール事業

学校における食育の充実をはかるため、「スーパー食育スクール」を指定し、企業、行政機関、大学等との連携により、食育推進モデルプランを構築する。

19 教職員研修推進事業

基本研修、職務別研修、専門研修、課題別研修、特別研修等を体系的に実施し、市立小・中学校教職員の資質向上をはかる。

20 秋田商業高等学校・御所野学院高等学校・美大附属高等学院へのスクールカウンセラーの配置

不登校やいじめなどの生活上の問題で心に悩みを抱える生徒とその保護者に、専門的な見地から対応する相談体制の充実をはかる。

8 いじめ防止対策推進事業

(1) 秋田市いじめ対策委員会の設置

①目的および役割

- ・学校および教育委員会におけるいじめ防止の取組等に関し、公平かつ客観的な立場から意見を求めるために設置する。
- ・いじめの防止等に関する取組等について意見を述べるほか、いじめに関する通報や相談を受け、自ら調査を行う必要がある場合に、調査、審査又は関係者との調整を行う。

②組織

- ・弁護士、医師、人権擁護委員、学識経験を有する者（6名以内）により組織する。

(2) 家庭や地域との連携

①いじめ防止等のための啓発活動の推進

- 保護者や市民が、いじめを防止することの重要性や子どもの規範意識の醸成等について理解を深められるよう、講演会などを実施する。
- ・秋田市PTA連合会と連携した講演会の実施
 - ・啓発資料（リーフレット）の配布

16 特別支援教育推進事業

(1) 学校行事等支援

- ・障がいがあるなど特別な支援を必要とする児童生徒が、運動会や遠足、社会科見学など長時間の学校行事や校外学習に参加する際に、児童生徒の支援者としてサポーターを派遣する。
- ・平成28年度は、前年度から64時間増の1,164時間サポーターを派遣する。

(2) 学級生活支援

- ・障がいがあるなど特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する通常学級に対してサポーターを派遣し、児童生徒の学校・学級生活全般を支援する。
- ・平成28年度は、小学校39校、中学校22校に対して、前年度から14名増の148名のサポーターを派遣する（対象児童生徒数：575名）。

(3) 日本語指導支援

- ・国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒の学習活動等の支援者としてサポーターを派遣する。
- ・平成28年度は、小学校11校、中学校5校に対して、前年度から2名増の23名のサポーターを派遣する（対象児童生徒数：28名）。

17 学校給食支援員配置事業

栄養職員未配置で調理場のある学校（18校）や、食物アレルギーのある児童生徒が多く在籍する学校（5校）に、栄養士免許等を有する非常勤職員を支援員として配置し、学校給食の安全確保および食育の推進をはかる。

18 スーパー食育スクール事業

学校における食育の充実をはかるため、「スーパー食育スクール」を指定し、企業、行政機関、大学等との連携により、食育推進モデルプランを構築する。

- ・企業と連携した農業体験の実施
- ・栄養教諭を中核とした学校給食の活用
- ・「秋田市スーパー食育スクール推進委員会」の設置
- ・研究実践および取組成果の検証
- ・「食育推進モデルプラン」の作成

社会教育部門

1 新成人のつどい開催事業

新成人の新しい門出を祝福する記念行事を開催し、新成人としての責任と自覚を促す機会とする。

2 社会教育各種団体補助金及び負担金

社会教育各種団体が行う社会教育の振興に寄与する事業を対象に補助金を交付する。

3 北部公民館耐震補強等事業

利用者の安全性の確保をはかるため、北部公民館の耐震診断を行い、必要に応じ補強設計を実施する。

4 石井露月顕彰事業

石井露月の功績を広く県内外に顕彰するため、石井露月顕彰全国俳句大会・第59回秋田市短詩型大会を開催する。

5 明德館文庫運営事業

市民の読書活動の推進をはかるため、フォンテAKITA内の中央図書館明德館文庫(フォンテ文庫)において各種事業を実施する。

6 子ども読書活動推進事業

子どもの読書活動を推進するため、市立図書館に図書館サポーターを配置し、市立の全小中学校への派遣を通して、学校図書館の整備や児童への読み聞かせ、調べ学習の支援等を行うほか、各校図書委員を対象とする選書体験事業を実施する。

7 かぞくぶっくぱっく事業

子育て世帯の家族全員が集って読書に親しめるよう、子どもから大人まで世代別にさまざまな内容の本を5冊詰め合わせた福袋的なパック（子どもの年齢に応じた4種類）を貸出しする。

8 明德館施設整備等経費

施設の適切な維持管理をはかるため、老朽化の著しい中央監視装置を更新する。

6 子ども読書活動推進事業

子どもの読書活動を推進するため、市立図書館に学校図書館の環境整備などを支援する図書館サポーターを10名配置し、市立全小中学校に派遣して図書の整理や児童の調べ学習への協力など、学校との連携をはかるほか、小学校図書委員を対象に図書館司書の仕事や選書などの体験活動を実施する。

(1) 派遣先学校数

市立小学校41校、市立中学校23校

(2) 図書館サポーターの業務内容

学校図書館書架整理・コーナー展示、読み聞かせ、調べ学習への協力、貸出し本の搬送、図書購入の協力および図書委員への指導補助を行う。

(3) 子ども読書活動体験事業

図書館お仕事体験、選書体験および読み聞かせ体験を実施する。

7 かぞくぶっくぱっく事業

「秋田市子ども読書活動推進計画」に基づいた事業として、自分ではあまり手に取ることのないジャンルや、作者との新しい出会いが期待できるよう、さまざまな内容かつ世代別の本を5冊詰め合わせたパックを貸し出す。

(1) パック種類

めばえ（未就学児がいる家族向け）

ふたば（小学1～3年生の児童がいる家族向け）

わかば（小学4～6年生の児童がいる家族向け）

あおば（中学・高校生の生徒がいる家族向け）

(2) 館別パック数（合計858パック）

明德館 258パック

土 崎 200パック

新 屋 200パック

雄 和 100パック

河 辺 100パック

教育環境整備部門

1 新秋田市教育ビジョン（仮称）の策定

現行の「秋田市教育ビジョン（平成25年度～平成29年度）」に続く、新たな教育ビジョンを1年前倒して策定する。

2 小・中学校増改築等事業

平成28年4月に開校した雄和小学校にプールを築造するほか、外構工事など校地内の環境整備を行う。

3 中学校解体経費

耐震性が確保されていない秋田南中学校の旧武道場を解体する。

4 小・中学校施設天井等落下防止対策事業

市立全小中学校の屋内運動場に設置されている吊り天井、灯具などの非構造部材の落下防止対策を行う。（平成27年度から28年度の継続事業）

5 小・中学校施設等改修経費

- (1) 下新城小学校ほか4校の外壁改修、旭南小学校の非常階段改修のほか、金足西小学校と外旭川中学校の下水道直結工事を実施する。
- (2) 清水小学校に階段昇降機を設置する。
- (3) 河辺小学校のグラウンド改修工事を実施する。

6 高等学校等施設天井等落下防止対策事業

秋田商業高校と御所野学院高校、美大附属高等学院の屋内運動場に設置されている吊り天井、灯具などの非構造部材の落下防止対策を行う。

7 秋田商業高等学校施設等改修経費

- (1) 老朽化している受変電設備の改修工事等を実施する。
- (2) サッカーグラウンドの人工芝化に向けた実施設計および防球ネットの改修工事を実施する。

8 小・中学校備品の整備・充実

各校のAEDを更新するほか、教育環境の向上を図るため、学校備品を計画的に整備する。

9 小・中学校図書の本整備・充実

児童生徒の学習活動や読書活動の充実を図るため、学校図書館の蔵書を計画的に整備する。

10 小・中学校理科教育設備整備経費

学習環境の充実をはかるため、理科教育振興法に基づく理科設備および算数・数学設備を計画的に整備する。

11 小・中学校情報教育環境整備事業

児童生徒の情報化対応能力の向上をはかるため、文部科学省の整備方針に準じて、コンピュータ室および普通教室にコンピュータを整備する。

12 児童生徒の安全対策の充実

(1) 小学校警備事業

児童が安心して学校生活を送れるよう、すべての市立小学校に警備員を配置するほか、学校安全マニュアルの整備や防犯教室の実施など、学校内の安全確保に努める。

(2) 通学路の安全・安心

児童生徒が登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、PTAや町内会、見守り隊などの協力を得て、地域ぐるみで通学路の安全確保に努める。また、学校、地域、警察および道路管理者等による交通危険箇所の合同点検を継続して推進し、関係機関と連携しながら改善に向けた取組を行う。

(3) 児童生徒の防犯対策

社会全体で子どもを見守るという観点から、保護者や警察、防犯協会などの関係機関が防犯に対する認識を共有するとともに、連携した取組を行う。

13 学校給食費公会計化事業

平成29年4月からの学校給食費の公会計化に向けた各種準備を行う。

14 河辺・雄和学校給食センター統合事業

施設・設備の老朽化が著しい河辺学校給食センターを雄和学校給食センターに統合するため、雄和学校給食センターの設備の修繕および備品の購入等を行う。

15 学校給食調理場のあり方の検討

児童生徒数の減少や調理場の老朽化への対応をはかり、将来にわたり安全安心な給食を持続的かつ安定的に提供するため、今後の調理場の具体的な整備計画の検討を進める。

16 小学校フッ化物洗口事業

全市立小学校において、児童のむし歯予防対策の推進と児童自らの健康に関する意識の向上をはかるため、希望者に対し、集団で継続実施することが効果的である「フッ化物洗口」を実施する。

17 学校配置の適正化

児童生徒数の減少が進行する中、良好な教育環境の維持・向上をはかるため、本市の人口減少対策を勘案しながら、全市的な観点から望ましい学校配置の将来像について検討を進める。

18 小・中学校通学支援事業

遠距離通学する児童生徒の通学費等に対して助成する。

19 小・中学校就学奨励事業

(1) 就学援助費

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、医療費等に対し助成する。

(2) 特別支援教育就学奨励費

障がいのある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費に対し助成する。

20 小・中学校特別支援学級新設整備事業

新設した特別支援学級において、児童生徒の障がいに適応した教育を行うための備品を購入する。

1 新秋田市教育ビジョン（仮称）策定経費

秋田市教育ビジョンは、第11次秋田市総合計画の策定（平成19年3月）を契機として、本市教育の諸課題等を整理するとともに、目指すべき方向性を明確にするため、平成20年3月に第1次計画を策定した。

その5年後には、東日本大震災の発生などの社会環境の変化を踏まえ、現行の第2次計画を策定し、現在に至っている。

平成28年度は、組織機構の改正など教育委員会を取り巻く環境が変化する中、少子高齢化・人口減少社会の著しい進展等、本市の将来展望を踏まえつつ、本市教育のさらなる充実を図るため、教育基本法第17条第2項に規定されている「教育振興基本計画」として位置づけることを視野に入れ、第3次計画となる新たな教育ビジョンを策定する。

名 称	策定時期	計画期間
秋田市教育ビジョン(第1次)	平成20年3月	平成20年度～平成24年度
秋田市教育ビジョン(第2次)	平成25年3月	平成25年度～平成29年度
新秋田市教育ビジョン（仮称）	平成29年3月	平成29年度～平成33年度

8 小・中学校備品の整備・充実

児童生徒の教育環境の向上を図るため、教材備品等を計画的に整備する。

なお、平成28年度は、各校に配備しているAEDの更新に要する経費を計上している。

(1) 教材（備品等）の整備	148,743千円
(2) 管理用備品の整備	10,467千円
(3) AEDの更新	7,190千円

9 小・中学校図書の整備・充実

児童生徒の学習活動や読書活動の充実を図るため、学校図書館の蔵書を計画的に整備する。

平成28年度は、国が定めた「第4次学校図書館図書整備5か年計画」の最終年度であることから、本市としても、未達成校に対し不足冊数に応じた重点的な予算配分を行い、全小・中学校における図書標準の達成を目指す。

【参考1】図書標準達成状況の推移

区分	項目	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
小学校	充足率（全校ベース）	102.74%	103.82%	106.04%
	図書標準達成校／全校数	25／45校	26／45校	30／44校
中学校	充足率（全校ベース）	117.81%	118.74%	121.10%
	図書標準達成校／全校数	17／24校	21／24校	21／23校

※平成26年度から勝平小・中学校は本校と分校を合わせて1校として集計している。

【参考2】当初予算額（小・中学校図書充実経費）の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	17,394千円	17,394千円	14,569千円
中学校	16,751千円	13,334千円	10,013千円
合計	34,145千円	30,728千円	24,582千円

小・中学校施設の整備について（学校施設耐震化事業等の概要）

1 方針

学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、安全で安心して過ごせる環境が求められます。また、地震等の災害発生時には地域住民の避難所としての役割も担うことから、教育委員会では学校施設の耐震化を重要施策の一つと位置づけ計画的に取り組んでいます。

- (1) 全ての学校施設の耐震性を平成27年度末までに確保する。
- (2) 特に危険性の高いIs値0.3未満の学校施設は平成25年度末までに耐震性を確保する。

2 耐震化の状況

平成27年度末の耐震化率は100%

- (1) 耐震診断
昭和56年以前の旧耐震設計法に基づき設計し建設された学校施設について、その耐震性能を確認するため、計画的に耐震診断を実施した。（平成20年度で完了）
- (2) 耐震化
平成27年度は、秋田南中学校普通教室棟を解体するとともに、同中学校の武道場（平成28年度解体）を閉鎖し、全小・中学校施設の耐震化率100%を達成した。

3 平成28年度 耐震補強関連事業

- (1) 中学校解体等経費 44,808 千円
秋田南中学校・・・武道場解体等 44,808 千円

4 平成28年度 その他施設整備事業

- (1) 増改築（統合）事業 199,368 千円
雄和地域統合小学校・・・プール築造および環境整備等 199,368 千円
- (2) 小・中学校施設天井等落下防止対策事業（28年度完了予定） 265,269 千円
山王中学校、御所野学院中学校・・・吊り天井等落下防止対策工事 104,193 千円
保戸野小学校ほか24校・・・照明器具等落下防止対策工事 141,371 千円
その他8校の体育器具、17校の照明器具落下防止対策等 19,705 千円
- (3) その他の事業 352,428 千円
旭川小学校・・・トイレの改修 52,152 千円
下新城小学校・・・屋体の外壁・屋根改修 34,250 千円
八橋小学校・・・校舎の外壁改修 25,000 千円
旭南小学校・・・屋外非常階段の改修 15,555 千円
港北小学校・・・校舎の外壁改修 23,290 千円
外旭川小学校・・・校舎の外壁改修 23,528 千円
金足西小学校・・・下水道直結 18,743 千円
高清水小学校・・・階段昇降機の設置 16,318 千円
河辺小学校・・・グラウンドの改修 73,500 千円
将軍野中学校・・・校舎の外壁改修 29,990 千円
外旭川中学校・・・下水道直結等 40,102 千円